

- ・ 根拠規程および関連規程の概要

「神奈川工科大学 コンプライアンス推進委員会規程」

神奈川工科大学において研究活動を行う全ての教職員、学生および本学を利用して研究を行う者(研究者等)を対象として、研究活動に関する不正行為の防止について定めることにより、研究活動における研究者等の倫理規範および行動規範からの逸脱を防止し、適切な研究活動が遂行されることを目的とします。

- [コンプライアンス推進委員会規程](#)

「神奈川工科大学 研究活動における不正行為防止規程」

神奈川工科大学において、研究活動を行う全ての教職員、学生、および本学を利用して研究を行う者(研究者等)を対象として、研究活動に関する不正行為の防止について定めることにより、研究活動における研究者等の倫理規範および行動規範からの逸脱を防止し、適正な研究活動が遂行されることを目的とします。

- [研究活動における不正行為防止規程](#)

「学校法人幾徳学園 内部監査規程」

学校法人幾徳学園およびその設置する神奈川工科大学における内部監査に関し必要な事項を定め、業務が、法令、寄附行為、関連諸規程、事業方針等に適合し、合理的かつ効率的に遂行されているか確認・検証することにより、業務の適正な執行を確保し、業務改善に資することを目的とします。

- [学校法人幾徳学園 内部監査規程](#)

「学校法人幾徳学園 公的研究費管理規程」

学校法人幾徳学園およびその設置する神奈川工科大学が、国費に基づく競争的資金を中心とした公募型の研究資金(公的研究費)の配分を受けた場合に、当該公的研究費について、適正な運営および管理を実施することを目的とします。

- [公的研究費管理規程](#)

「学校法人幾徳学園 公益通報規程」

公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、学校法人幾徳学園およびその設置する神奈川工科大学に勤務する職員、大学に在籍する学生等から、組織的または個人的な法令違反等の不正行為(不正行為)に関する通報および相談を受けた場合の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、不正行為を早期に発見し、その是正を図ることを目的とします。

- [学校法人幾徳学園 公益通報規程](#)